Ⅴ章　名古屋市を取巻く状況、他都市事例

1. 名古屋市の動向(統計)

(1) 国籍別外国人市民の動向

2019 年の名古屋市の外国人市民は、5 年前の 2014 年と比べて 35%増加の 88,114 人となり、市内人口に占める割合が 3.78%となっています。

国籍別では、2019 年は、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン、ネパール、ブラジルの順で多くなっている。5 年前の 2014 年と比べて、ベトナム、ネパールが急増しています。また、インドネシア、スリランカも、1,000 人以上となり多国籍化が進んでいます。

図表1　名古屋市の国籍別外国人市民数(2019/2014 年比較)

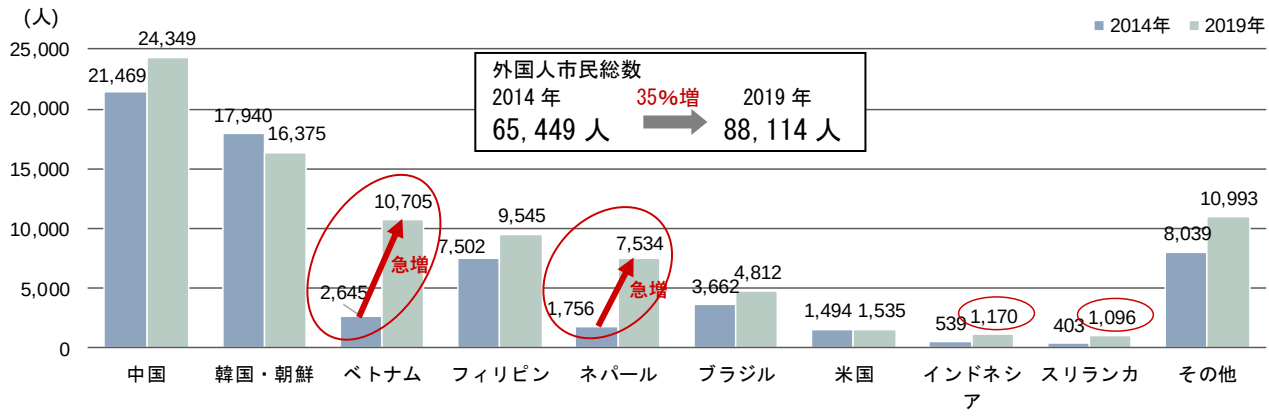

(出所)「名古屋市外国人住民統計」名古屋市　各年 12 月末現在

(2) 在留資格別外国人市民の動向

在留資格別では、2019 年は永住者、留学、特別永住者、専門的・技術的分野の順で多くなっています。

5 年前の 2014 年と比べて、留学、技能実習の在留資格が急増しています。

図表2　名古屋市の在留資格別外国人市民数(2019/2014 年比較)

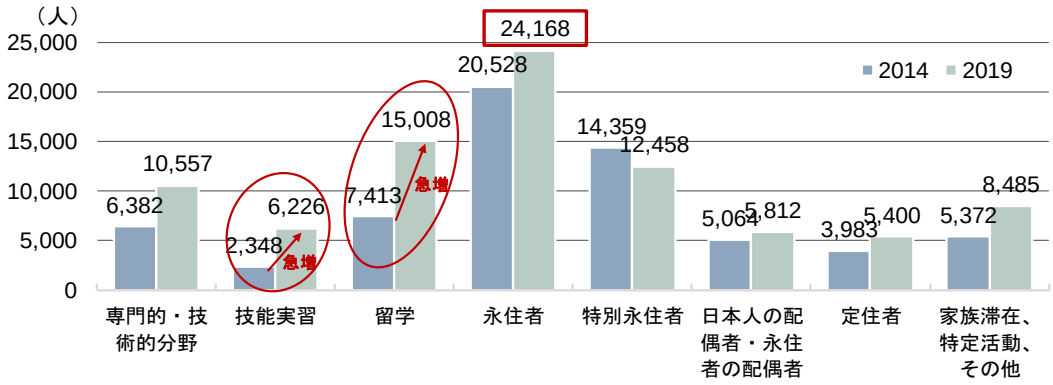

(出所)「名古屋市外国人住民統計」名古屋市　各年 12 月末現在

（3）各区別の外国人市民の特徴

各区別では、総数として、中区、港区が多くなっています。定住者は中区、港区で多く、留学は中区、千種区、昭和区、中村区で多くなっています。技能実習は、港区、南区、中川区、緑区で多くなっています。

図表4　名古屋市各区の在留資格別外国人市民数（2019 年）

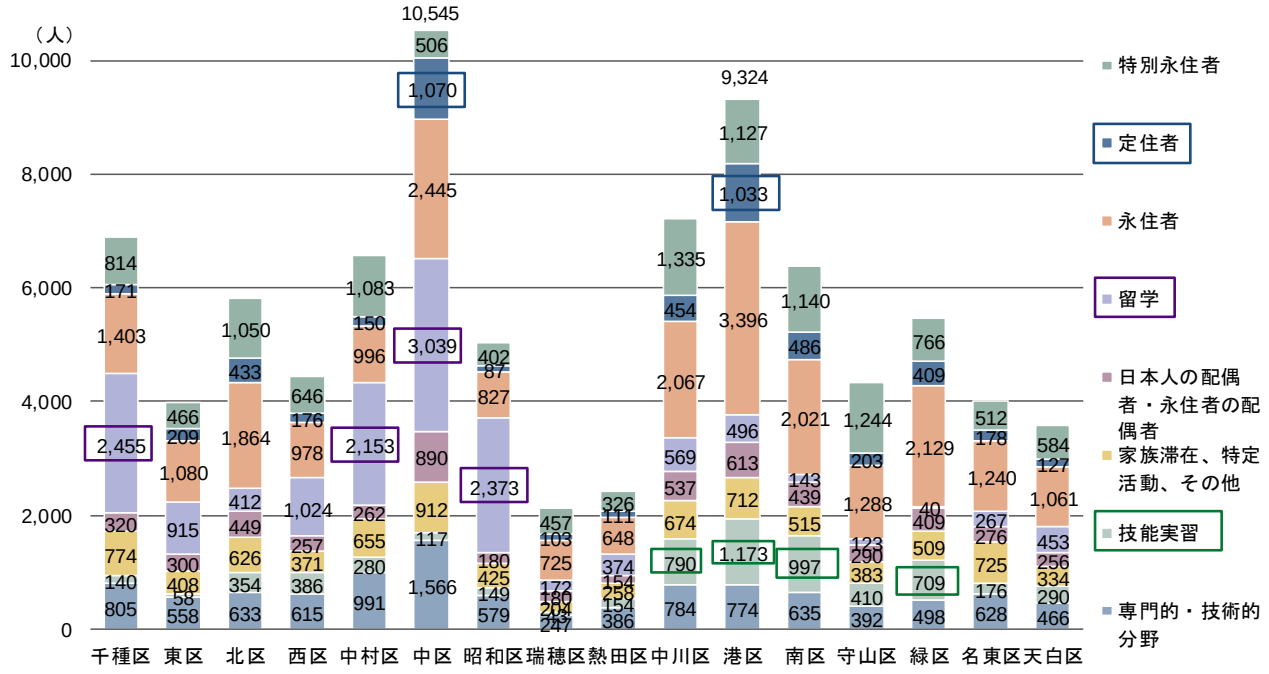

（出所）「名古屋市外国人住民統計」名古屋市　2019 年 12 月末現在

（4）年齢別（子ども、高齢者）外国人市民の動向

子どもの年齢別（0～14 歳、5 歳階級別）では、0～4 歳において、ベトナム、ネパールが急増しています。また、10～14 歳において、中国、ブラジルが急増しています。

図表5　名古屋市の国籍別・年齢別（0～14 歳、5 歳階級別）外国人市民数（2019/2015 年比較）

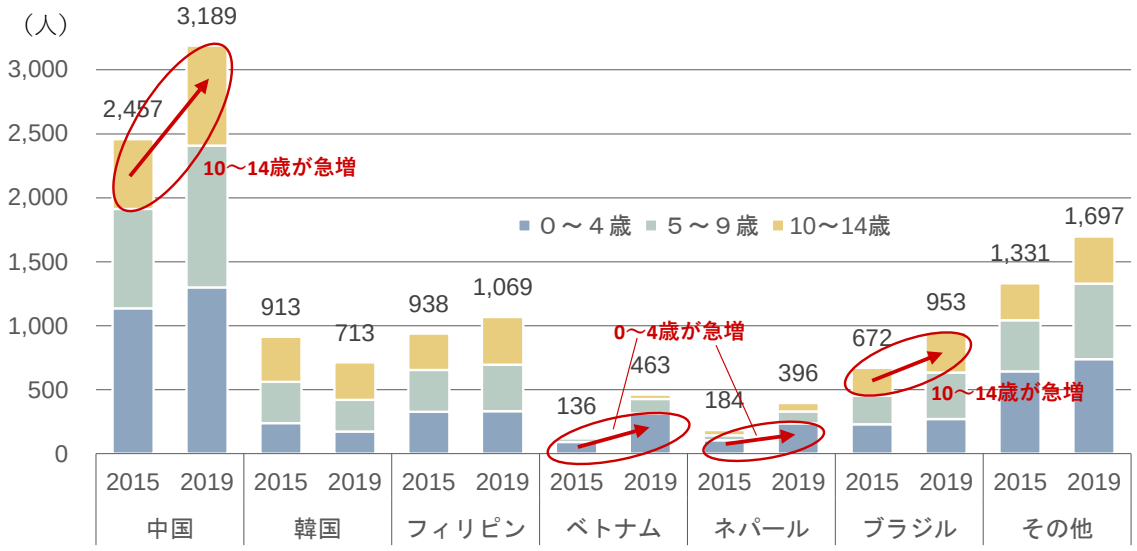

（出所）「名古屋市外国人住民統計」名古屋市　各年 12 月末現在

高齢者の年齢別（60 歳～、5 歳階級別）では、60～64 歳において、中国、ベトナム、ブラジルにおいて急増しています。また、中国においては、65～69 歳、70～74 歳においても増加がみられています。

図表6　名古屋市の国籍別・年齢別（60 歳～、5 歳階級別）外国人市民数（2019/2015 年比較）

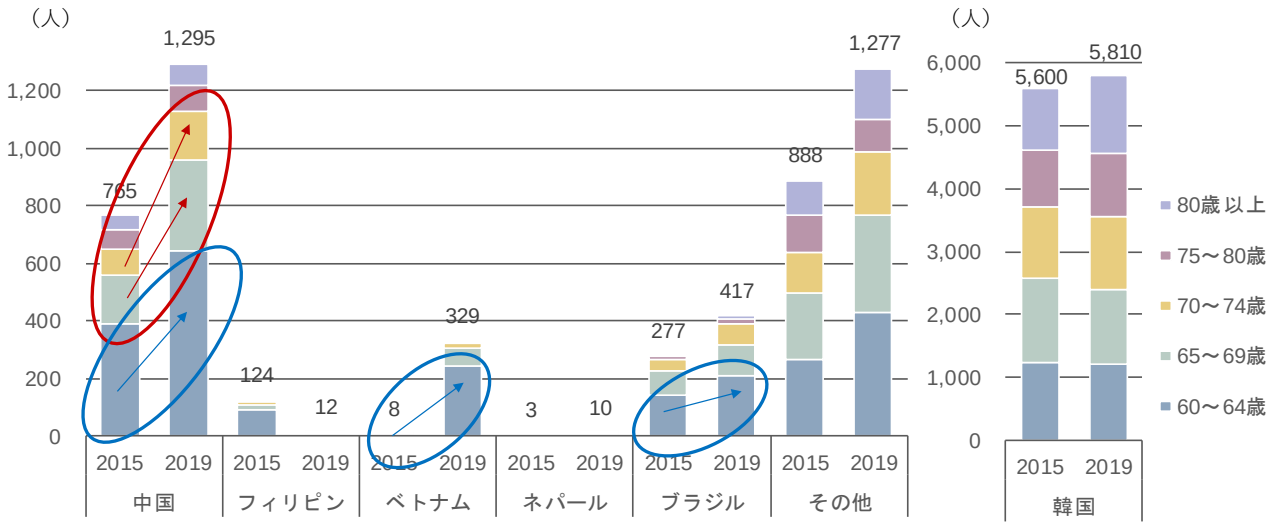

（出所）「名古屋市外国人住民統計」名古屋市　各年 12 月末現在

（5）名古屋市民の状況（市政アンケート）

■「多文化共生」の認知

名古屋市の市政アンケート[1]において（名古屋市民に対し）、「多文化共生」という言葉を知っていたかたずねたところ、「知っていた」と答えた人が 34.7%、「言葉は聞いたことはあるが、意味は知らなかった」と答えた人が 21.0%で、あわせると、「多文化共生」という言葉を知っていた人は 55.7%となっています。

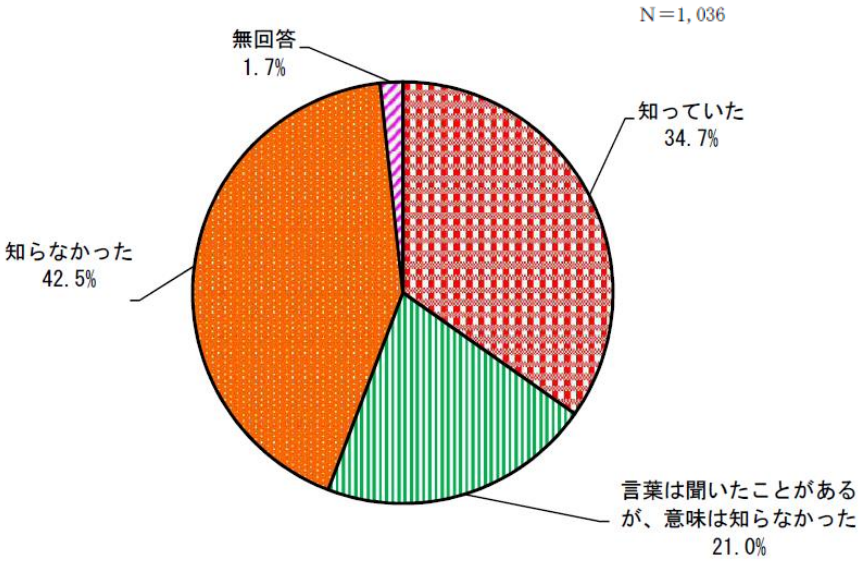

■「名古屋国際センター」の認知

名古屋市の市政アンケートにおいて（名古屋市民に対し）、「名古屋国際センター」を知っていたかたずねたところ、「知っていた」と答えた人が 16.7%となっています。

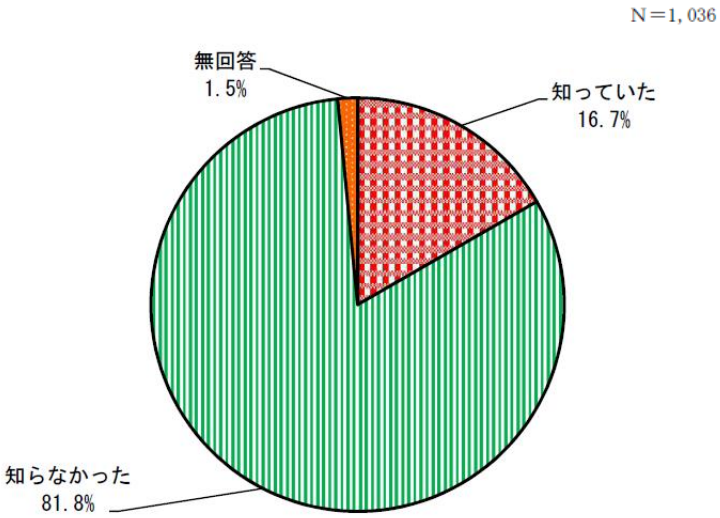

[1] 市政についての課題・要望を把握し、これらを施策に生かすため、毎回無作為抽出した 18 歳以上の市民 2,000 人を対象に実施しているアンケート

■名古屋市が取り組むべきこと

多文化共生のまちづくりを実現するために、本市の取り組みとしてどのようなことに力を入れるべきだと思うかたずねたところ、「外国人市民が外国語で相談できる窓口を充実する」（40.9%）、「外国人市民に対して、生活習慣や文化の違いについての理解を深めるための支援をする」（40.4%）、「外国人市民に対して、外国語での情報提供を充実する」（27.1%）、「外国人市民に対して、日本語の学習を支援する」（20.1%）の順となっています。

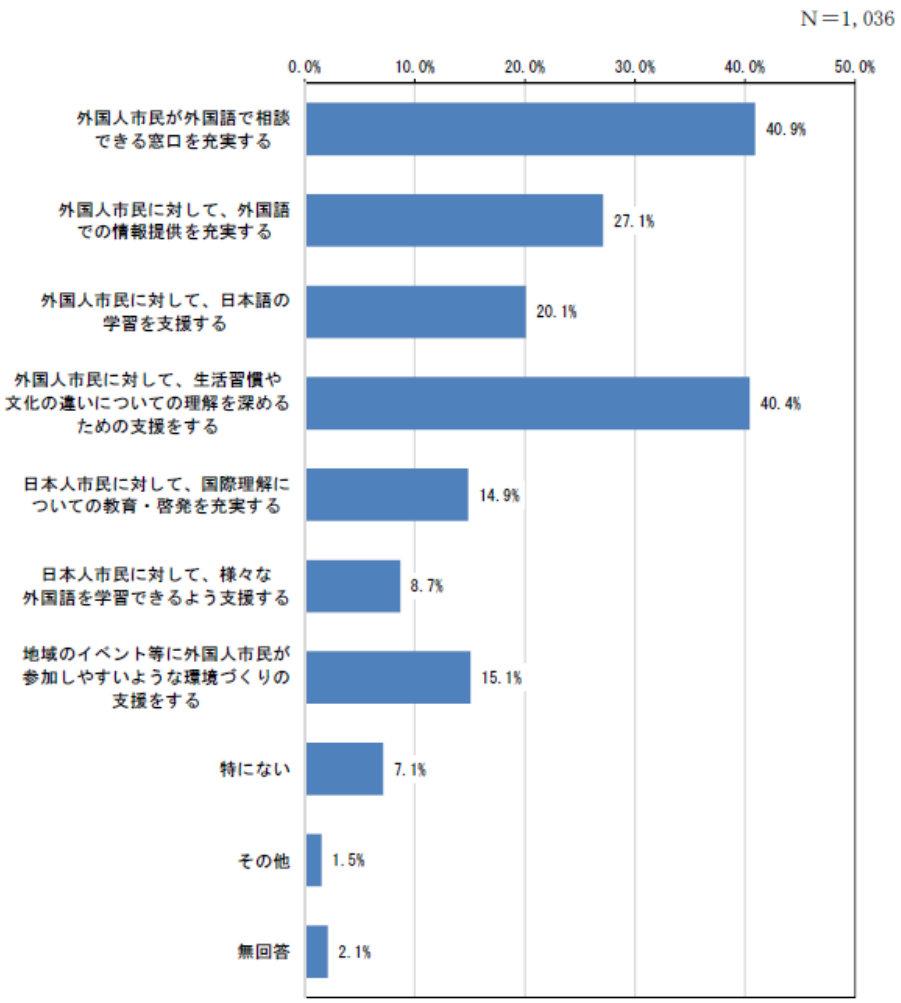

2. 国の動向

（1）「地域における多文化共生プラン」の改訂

総務省において、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため策定した「地域における多文化共生推進プラン」（2006 年 3 月）が、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、2020 年 9 月に改訂されました。

多文化共生施策を推進する今日的意義として、「多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築」、「外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保」、「受入環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現」が示されています。

改訂のポイントは、ICT の活用、日本語教育の推進、感染症流行時における対応、外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応、留学生の地域における就職促進等です。

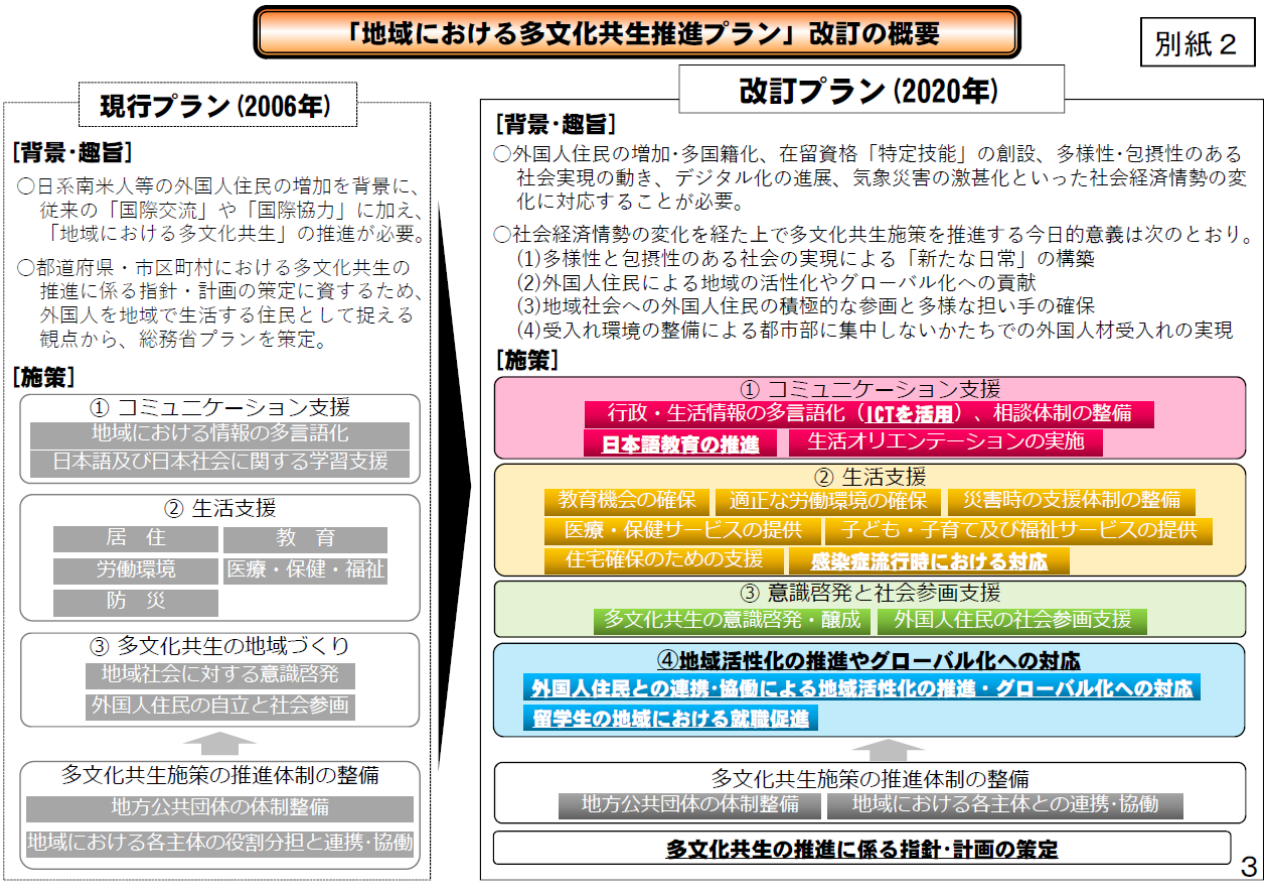

（出所）「地域における多文化共生推進プラン」改訂のポイント」総務省　2020 年 9 月 10 日資料

（2）「日本語教育推進法」の成立

日本語教育に関する施策を推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育推進法」が、2019 年 6 月に成立しました。

基本理念として、「外国人等に対する日本語教育を受ける機会の最大限の確保」「日本語教育の水準の

維持向上」「関連施策等との有機的な連携」「日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識」「諸外国との交流等を促進」「日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心」「幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性」が示されています。

日本語教育の推進に関する法律　概要

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、
・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
②**日本語教育の水準の維持向上**
③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

・国の責務　・地方公共団体の責務　・事業主の責務
・連携の強化　・法制上、財政上の措置等　・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条―第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

・**外国人等である幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
・**外国人留学生等**に対する日本語教育
・外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
・**難民**に対する日本語教育
・地域における日本語教育
・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
・教育課程の編成に係る指針の策定等
・日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

・**海外における外国人等**に対する日本語教育
・**在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

・**政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
・**関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
一　日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
二　外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
三　日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
四　日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

（令和元年６月28日公布・施行）

（出所）「日本語教育の推進に関する法律について」HP 内資料　文化庁

（3）出入国管理及び難民認定法の改正（「特定技能」の創設）、外国人受入れ・共生のための総合的対応策

在留資格「特定技能」の創出、出入国在留管理庁の設置等を含む、入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が、2018 年 12 月に可決され、2019 年 4 月に施行されました。

特定技能 1 号は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格として創設され、特定技能 2 号は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格として創設されました。

特定技能 1 号は、通算で上限 5 年までの在留期間で家族の帯同は認められていませんが、特定技能 2 号は、在留期間の更新が可能となる他、家族の帯同が認められています。

特定技能」の創設を踏まえ、外国人受入れ・共生のための取組みを総合的に実施するため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が 2018 年 12 月に決定され、その後、2019 年 6 月、2019 年 12 月、2020 年 7 月に改訂されています。

最新の改訂内容では、自治体の施策に関する部分として、行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備、日本語教育の充実、外国人の子供に係る対策が盛り込まれています。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和２年度改訂）の概要

令和２年７月１４日
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

我が国に在留する外国人は令和元年末２９３万人、外国人労働者は令和元年１０月末１６６万人と、過去最高。加えて、平成３１年４月から特定技能外国人の受入れを開始。
令和元年１２月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。
→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和２年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1　外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（共生施策に係る意見を多言語で受け付ける「御意見箱」の設置、地方公共団体との継続的な意見交換）、得られた意見について共生施策の企画・立案に適切に反映
(2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

2　外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等
○ 就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施、各分野特有の就労状況等を踏まえたマッチング支援の方法の検討・実施）
○ 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
○ 技能試験の受験機会の拡大等（国内外における試験実施の拡大等）
○ 特定技能の受入れ分野の追加の検討、各分野における特定技能２号に該当する業務の内容や技能試験の実施等の検討の推進
○ 国内外における特定技能制度に関する周知・広報の実施
○ 介護現場におけるコミュニケーション能力の測定に重点を置いた新たな日本語テストの実施
○ ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援
(3) 悪質な仲介事業者等の排除
○ ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化
(4) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や、我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進
○ 国際協力機構（JICA）による「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施

3　生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり
➢ 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
○ 地方公共団体からの要望を踏まえた外国人受入環境整備交付金の対象範囲の見直し
○ 「外国人在留支援センター」における地方公共団体の行政窓口に対する通訳支援の実施及び外国人の採用・定着に向けた企業等向けのセミナー等の実施
○ やさしい日本語の活用に関するガイドラインの策定、地方公共団体などの職員を対象とした研修や広報等の実施
○ 地方公共団体向けの多言語翻訳システムの導入ガイドラインの策定等
○ 行政情報・生活情報の多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信の推進
○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、外国人生活支援ポータルサイト、外国人技能実習機構等を通じた必要な留意事項の周知・徹底
➢ 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討
○ 国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携
(2) 生活サービス環境の改善等
➢ 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 防災・気象情報に関する多言語辞書の民間事業者のアプリ等における活用の促進
➢ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実
○ 警察に係る制度に関するウェブサイトの見直し、外国語による掲載情報の拡充
➢ 住宅確保のための環境整備・支援
○ 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」の作成
➢ 金融・通信サービスの利便性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（各金融機関における好事例の公表・横展開、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
○ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本方針の作成の促進等）
○ 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化
○ 日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格である公認日本語教師（仮称）制度の整備
○ 外国人材との効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法の調査等
○ 日本語教育を行う機関のうち、日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備の検討、検討結果に基づいた必要な措置の実施
(4) 外国人の子供に係る対策
○ 幼児教育・保育の無償化、高校及び大学の修学支援制度についての積極広報の実施
○ 集住地域・散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施
○ 学習者用デジタル教科書の活用促進、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発等の調査研究の実施
○ 全ての都道府県での公立高等学校入試における特別定員枠の設置等を目指した取組、高等学校における日本語指導・教科指導等に関するカリキュラム等の構築
○ 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（地方公共団体が講ずべき事項の指針の策定を通じ、学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握すること等の促進）
(5) 留学生の就職等の支援
○ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の周知・活用促進
○ 高度外国人材の就職後の活躍に関し、中堅・中小企業が取り組めるような教材及び支援機関向け指導カリキュラムの作成
○ 大学と労働局（ハローワーク）間の協力協定締結等を通じた連携の強化
(6) 適正な労働環境等の確保
○ 「やさしい日本語」による労働条件や支援策等に関する情報発信の強化
○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者のためのハローワークの相談体制の強化
(7) 社会保険への加入促進等
○ 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施
○ 公的年金制度における脱退一時金の支給上限年数の3年から５年への引き上げ

4　新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 在留資格手続のオンライン申請の更なる対象の拡大
○ 在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討
○ 「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請時の提出書類の簡素化
○ 在留資格認定証明書の電磁的記録による交付の実施の検討
(2) 在留管理基盤の強化
○ 日本語能力試験（ＪＬＰＴ）等の証明書の偽変造対策の強化による適切な在留審査の実施
(3) 留学生の在籍管理の徹底
○ 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
(4) 技能実習制度の更なる適正化
○ 出入国在留管理庁と外国人技能実習機構の情報連携強化及び同機構業務システムの刷新
○ 高額な保証金や手数料等による失踪を防止するための実習生に対する積極的な広報活動の実施
(5) 不法滞在者等への対策強化
○ 在留カードの偽造・改ざんを確認するための無料アプリケーションの配布

※下線は令和元年１２月総合的対応策（改訂）からの変更

（出所）「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」HP 内資料　首相官邸

3. 他都市事例

政令都市において、外国人市民数の上位である大阪市、横浜市、神戸市、京都市、川崎市と、近隣で外国人市民の多い浜松市を対象として、多文化共生プランの策定状況を比較しました。

■基本目標と施策の方針

川崎市、京都市、神戸市においては、2020 年の改訂前の国のプランを踏まえた構成となっており、京都市の施策の方針では、表現もほぼ踏襲した形となっています。

人権への取組みの先進地域である大阪市、川崎市においては、多文化共生プランにおいても、人権の尊重を施策の第一として掲げており、人権問題に対する地域としての積極さが表れています。

横浜市では基本目標として、「多文化共生による創造的社会の実現」とし、浜松市では施策方針の 1 つとして、キーワードに「創造」を入れています。

大阪市と浜松市においては、施策の方針に、「多様性を魅力あるまちづくりにつなげる」「多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち」を盛り込む等、多様性を積極的に活用することによって地域の活性化へつなげる内容がみられます。

■施策内容

横浜市は、指針策定にあたり、主要な論点として論点を 3 点に絞り、施策の方向性も 3 点にまとめています。各施策について、あるべき姿と課題を整理したうえで、施策の展開例として、施策を記載しているため、施策の内容としては偏りがありますが、総花的ではないため目指す方向性が、わかりやすい指針となっています。

名古屋市の施策体系（基本施策）に基づき各都市の施策の記載内容をみると、多言語化（コミュニケーション支援）については、多くの都市で、外国人市民への情報発信や相談窓口の充実、通訳の配置、通訳ボランティアの育成等の項目がみられます。横浜市や浜松市においては、ICT 等を活用した情報提供の充実、浜松市では、やさしい日本語の活用が記載されています。

日本語学習支援については、多くの都市で、地域の日本語学習教室等に関する施策がみられます。

居住支援、労働については、大阪市と浜松市で、保健、医療、福祉等も含めて、安心な暮らしや生活として、まとめられています。横浜市においては、外国人の就業に加え、起業の支援も併記されています。

教育については、多くの都市で、子どもの教育と保護者への支援に関する施策がみられます。大阪市、川崎市、京都市において、母国文化理解や母語教育に関する施策がみられます。大阪市では中学校夜間学級について、浜松市では学齢期を過ぎた外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援について記載されています。

保健・医療・福祉については、前述のとおり、居住支援、労働等とまとめられている都市もあります。大阪市においては、多文化共生保育の実践が記載されています。

外国人市民の地域への参画促進については、多くの市において、外国人コミュニティとの協働や活動しやすい環境づくりに関する施策等がみられます。横浜市と浜松市は、地域で活躍する外国人の紹介等、活躍の見える化に関する施策が記載されています。

安心・安全の地域づくりについては、多くの都市において防災対策と、災害時の支援体制が記載されています。

地域社会に対する意識啓発については、市民への意識啓発、多文化共生の教育、関係機関との連携等を中心に、多くの施策を記載している傾向がみられます。浜松市では、オリンピック開催においてブラジルを相手としたホストタウン登録を行っていることから、スポーツを通した交流が記載されています。

多様性を活かした都市の活性化については、横浜市で留学生等による横浜の魅力の発見と発信について、浜松市で音楽分野の創造都市であることを背景とした、音楽等の文化・芸術活動への参加促進や、文化の醸成と発信が盛り込まれています。

他都市における多文化共生プランの比較

都市名	名古屋市	大阪市	横浜市	川崎市	京都市	神戸市	浜松市
在留外国人数 （「在留外国人統計」2019年12月末）	88,114 （名古屋市のみ「名古屋市外国人住民統計」）	147,535	107,424	47,055	49,448	50,155	26,520
プラン名	第2次名古屋市多文化共生推進プラン	大阪市多文化共生指針	「横浜市多文化共生まちづくり指針」 ～創造的社会の実現に向けて～	川崎市多文化共生社会推進指針 ー共に生きる地域社会をめざしてー	京都市国際化推進プラン	神戸市国際交流推進大綱	第２次 浜松市多文化共生都市ビジョン
策定年	2017年	2020年	2017年	2015年	2014年	2016年	2018年
基本目標 （基本理念）	すべての市民が安心・安全に暮らし、多様性を活かして活躍することができる多文化共生都市の実現	多文化共生社会の実現 「多文化共生社会」とは、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発 揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会 です。	多文化共生による創造的社会の実現	国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現	多文化が息づくまち・京都 ～外国籍市民をはじめとするすべての人々が暮らしやすく，活躍できるまちづくりの推進～	在住外国人支援・多文化共生による地域の国際化	相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続けるともに築く多文化共生都市
施策方針	１．生活基盤づくり ２．誰もが参画する地域づくり ３．多様性を活かす社会づくり	１．外国につながる市民 の人権尊重 ２．誰もが安全に 安心して暮らせる ３．多様な価値観や文化の尊重 ４．多様性を魅力あるまちづくりにつなげる	１．外国人が認められ、活躍できる「機会を創りだす」 ２．誰もが活動・滞在しやすいよう「おもてなし力を高める」 ３．外国人が抱える多様な課題に寄り添う「つながりを広げる」	１．人権の尊重 ２．社会参加の促進 ３．自立に向けた支援	１．コミュニケーション支援 ２．生活支援 ３．多文化共生の地域づくり	１．多文化共生を支える基盤づくりを進める ２．安全で安心な暮らしやすいまちづくりを推進する ３．互いに尊重しあえる地域社会を形成する	１．認め合い、手を取り合い、ともに築くまち（協働） ２．多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち （創造） ３．誰もが快適に暮らせるまち （安心）
施策内容							
多言語化	施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供 施策② 外国人市民のための窓口サービスの 施策③通訳サービスの整備	○情報提供・相談対応の充実 ・外国につながる市民への情報発信の充実 ・相談窓口の充実 ・窓口対応スキル及び多文化共生に関する知識の向上	２．「おもてなし力を高める」 ○案内表示の多言語化推進と外国人向け広報の充実 ○ＩＣＴ等を活用した情報提供体制の充実 ○公衆無線LANの環境充実 ○通訳等ボランティア体制のさらなる充実	施策①行政サービスの充実 ・行政サービスの提供 ・情報提供・相談窓口（外国人市民の人権侵害に関して、人権オンブズパーソン制度の活用に努める）	１．①きめ細かで確実な情報提供・相談事業の充実 ・新規転入者に対する情報提供の充実 ・相談事業の充実 ・行政情報・生活情報の多言語化，情報提供方法の多様化の推進	１．①多言語による情報提供の充実 １．②多言語相談窓口の充実	３．②コミュニケーション支援 ・通訳・相談員の配置充実と育成強化 ・ICT等を活用した多言語情報の提供 ・「やさしい日本語」の活用
日本語学習支援	施策④ 日本語及び日本社会に関する学習支援の充実 施策⑤ 日本語学習支援の仕組みの充実	○日本語教育の充実 ・日本語学習の機会や場の充実 ・日本語教育環境充実のための体制づくり ・地域活動への参加・参画につながる地域識字・日本語教室活動の実施		施策②多文化共生教育の推進 ・地域における学習支援	１．②日本語及び日本社会に関する学習の支援 ・日本語及び日本社会に関する学習環境の整備 ・日本語学習等に関する情報提供の充実	１．③日本語学習の支援	３．②コミュニケーション支援 ・日本語学習支援体制の充実
居住支援	施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援 施策⑦ 共同生活に関する情報提供	○健康で安心して生活できる環境づくり ・入居や就職・賃金等における差別に対する啓発		施策①行政サービスの充実 ・住宅（住宅基本条例、居住支援制度等の広報啓発）		２．③居住の安定の確保	３．④安心な暮らしの確保 ・居住に関連した各種情報提供による円滑な入居支援
労働	施策⑧ 就職・就業環境の改善	○健康で安心して生活できる環境づくり ・入居や就職・賃金等における差別に対する啓発（再掲）	１．「機会を創りだす」 ○留学生受入れ環境の向上と外国人の就業・起業支援			２．③雇用・労働環境の確保	３．④安心な暮らしの確保 ・各種相談対応・情報提供の強化（医療・福祉・保健・子育て・就労）
教育	施策⑨ 保護者に対する教育制度の情報提供 施策⑩ 学習支援の充実 施策⑪ 不就学の子どもへの対応 施策⑫ 進路指導	○外国につながる児童生徒への支援の充実 ・母語・母文化保持伸長のための取組 ・日本語指導などの学習支援の充実 ・保護者・家庭への支援 ・中学校夜間学級	３．「つながりを広げる」 ○ライフステージにあわせた外国籍等の子どもとその親へのサポート	施策②多文化共生教育の推進 ・就学の保障と学習支援（全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どものための学習環境の整備に努める） ・違いを認めあう教育（母語・簿文化を大切にする） ・家庭へのサポート	２．①教育・子育て支援の充実 ・外国籍市民等の児童・生徒に対する教育の在り方の検討 ・日本語指導と学力向上支援の充実 ・自国の文化や言語を学ぶ教育に対する支援 ・保護者に対する情報提供の充実 ・教育・子育て支援に関する体制及び研修の充実	３．②教育環境の充実 ・外国人児童・生徒に対する教育 ・外国人学校	２．①次世代の育成・支援 ・外国にルーツを持つ子供たちへの教育支援 ・学齢期を過ぎた外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援

都市名	名古屋市	大阪市	横浜市	川崎市	京都市	神戸市	浜松市
保健・医療・福祉	施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実 施策⑭ 外国人患者への多言語対応 施策⑮ 健康診断や健康相談の実施 施策⑯ 母子保健、子育て支援における対応 施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応 施策⑱ ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）等への対応 施策⑲ 孤立の防止	○健康で安心して生活できる環境づくり ・医療や保健、福祉分野など様々な行政分野における「やさしい日本語」での情報提供や多言語対応の充実 ・職員の多文化共生に関する理解の向上 ・公的年金・公的医療保険の加入促進に向けた広報の充実 ・多文化共生保育の実践	３．「つながりを広げる」 ○外国人高齢者・障害者等に対する対応の検討	施策①行政サービスの充実 ・年金制度 ・保険・医療 ・福祉	２．②福祉・保健・医療の充実 ・高齢者や障害のある外国籍市民に対する支援 ・無年金者に対する支援 ・医療情報の積極的な提供 ・医療通訳派遣事業などの充実	２．②医療・救急、保健・福祉サービスの充実	３．④安心な暮らしの確保 ・各種相談対応・情報提供の強化（医療・福祉・保健・子育て・就労）（再掲）
外国人市民の地域への参画促進	施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携 施策㉑ 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入 施策㉒ 外国人市民の地域への参画促進	○多文化共生の地域づくり ・外国人コミュニティやボランティア団体等が活動しやすい環境づくり	１．「機会を創りだす」 ○地域での外国人と一体となって取り組む催し等の実施 ○母語や母国の文化を活かせる制度 ○地域で活躍する外国人が注目される仕組みづくり	施策③社会参加の促進 ・市政参加 ・地域における外国人市民グループ等の活動	３．①社会参画の促進 ・外国籍市民等が活躍できる機会の提供 ・地域での交流の促進 ・市政参加の一層の促進	３．③外国人市民の協働と参画 ・外国人コミュニティ等との協働 ・市政への参画	１．④外国人市民のまちづくりへの参画促進 ・自治会など地域コミュニティへの参画促進 ・外国人コミュニティや支援団体との連携強化 ・地域で活躍する外国人の紹介
安心・安全の地域づくり	施策㉓ 災害への備えと啓発 施策㉔ 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働 施策㉕ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携 施策㉖ 防犯と交通安全の推進	○災害に対する備えの推進 ・防災知識の普及・啓発 ・災害時の情報提供の充実 ・災害時の支援体制の整備	２．「おもてなし力を高める」 ○防災・医療など緊急時の外国人対応強化	施策①行政サービスの充実 ・防災	２．③防災対策・危機管理の充実 防災・危機管理事象に係る確実な情報提供の充実 災害に備えた地域における協力関係の構築 災害時の支援体制の強化	２．①防災対策の充実	３．①防災対策（重点施策） ・災害時多言語支援センターの体制整備 ・共生社会の防災力向上 ・多様な発信ツールを活用した情報提供と啓発 ３．④安心な暮らしの確保 ・安心した生活のための周知・啓発（防犯・交通安全　等）
地域社会に対する意識啓発	施策㉗ 地域住民等に対する啓発 施策㉘ 多文化共生の拠点と関係機関・地域との連携 施策㉙ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催 施策㉚ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進	○多文化共生の地域づくり ・多文化共生についての市民理解の促進 ・生活ルールやマナー等についての理解促進	１．「機会を創りだす」 ○差別のない社会・多様性を肯定する社会に向けた取組 ３．「つながりを広げる」 ○地域コミュニティと外国人のつながり支援 ○関係機関等とのさらなる連携促進 ○外国人の実情の把握と研修の充実	施策④共生社会の形成 ・市民への意識啓発 ・市職員等の意識改革 ・市職員の採用 ・事業者への啓発 ・国際交流センターの活用 施策⑤施策の推進体制の整備 ・行政組織の充実 ・関係機関・ボランティア団体等との連携 ・国等への働きかけ	３．②多文化を尊重する意識啓発・人づくり ・民族や国籍による差別を許さないまちづくり ・多文化共生を推進する教育の充実 ・多文化共生を推進する人材の育成	３．①人権啓発・多文化理解の促進	１．①オール浜松での取組推進 １．②多文化共生のための教育・啓発 １．③交流機会の創出 ３．③地域共生支援 ※１
多様性を活かした都市の活性化	施策㉛ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり 施策㉜ 多文化共生の担い手となる人材育成 施策㉝ 多様性を活かした名古屋の魅力向上と情報発信	○多文化共生の地域づくり ・外国につながる市民が活躍できるまちづくり	２．「おもてなし力を高める」 ○外国人の目で見た地域の魅力の発見と発信		２．④留学生に対する支援の充実 ・生活支援の充実 ・市民との交流の促進 ・知識と能力の積極的な活用 ・情報発信の充実	３．②教育環境の充実 ・国際理解教育	２．①次世代の育成・支援 ２．②多様性を生かした文化の創造 ２．③多様性を生かした地域の活性化 ２．④都市間連携の推進 ※２

※１

１．①オール浜松での取組推進
・多文化共生に携わる多様な関係機関等との連携促進
・浜松国際交流協会を中核としたネットワーク強化
・多文化共生優良事例の共有
１．②多文化共生のための教育・啓発
・国際理解教育の推進
・多文化共生に対する理解促進
１．③交流機会の創出
・相互交流イベントの開催
・地域での交流促進のための支援
・スポーツを通した交流促進
３．③地域共生支援
・地域課題の解決に向けた支援と情報共有
・地域ルールの理解や義務の遂行に向けた啓発
・地域での相互理解を進める人材の育成と活用

※２

２．①次世代の育成・支援
・子供たちの国際感覚涵養
２．②多様性を生かした文化の創造
・文化・芸術活動への参加促進
・多様性の理解・尊重による新たな文化の醸成と発信
・外国人が自らの文化を発信できる仕組みづくり
２．③多様性を生かした地域の活性化
・文化・芸術活動への参加促進
・多様性の理解・尊重による新たな文化の醸成と発信
・外国人が自らの文化を発信できる仕組みづくり
３．④都市間連携の推進
・国内の都市等との連携促進
・インターカルチュラル・シティとの連携を通じた知見やノウハウの共有